

## 「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」イメージソング「シャイン！！」使用取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会(以下「実行委員会」という。)が制作した「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」イメージソング「シャイン！！」(以下「シャイン！！」という。)の使用に関して必要な事項を定め、もって県民の両大会への参加、両大会開催に向けた機運の醸成等に寄与することを目的とする。

### (対象)

第2条 この要領は次の各号に掲げる音源等(以下「音源等」という。)を対象とする。

- (1) 「シャイン！！」の音源(各種バージョンを含む)
- (2) 前号の音源を使用したミュージックビデオ等の動画
- (3) 「シャイン！！」のメロディー譜および各種楽譜

### (使用の基準)

第3条 音源等は営利(商用)目的で使用することができない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって事前に実行委員会の許可がある場合、または実行委員会が使用を依頼した場合はこの限りでない。

- (1) 店舗およびその他のイベントで背景音楽等として使用するとき
- (2) テレビ、ラジオ、その他の放送コンテンツで使用するとき
- (3) 講演、プレゼンテーション等で使用するとき

2 音源等は、改変することができない。ただし、両大会開催に向けた機運の醸成に大きく寄与する場合であって、別に定める手続きにより実行委員会の許可を得た場合にあってはこの限りでない。

### (著作権等)

第4条 音源等に関する著作権等の一切の権利は、実行委員会に属する。

### (使用料)

第5条 音源等の使用料は、無料とする。

### (使用者の留意事項)

第6条 音源等を使用する者は、次に掲げる事項に協力するよう努めなければならない。

- (1) 使用者は、音源等を公の場で使用する際、曲名、作詞者名、作曲者名および「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」のイメージソングであることを明示すること。ただし、店舗等における背景音楽としての使用など、記載が困難な場合においては、この限りでない。
- (2) 使用者は、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」開催に向けた広報や機運醸成に協力すること。

### (使用の制限・差し止め)

第7条 実行委員会は、音源等の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を制限または使用の差し

止めを請求することができる。

- (1) 「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」のイメージを損なうおそれがあると認められる場合
  - (2) 音源等の使用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
  - (3) 実行委員会の信用または品位を損なうおそれがあると認められる場合
  - (4) 作詞者・作曲者・編曲者の名誉や信用を毀損するおそれがあると判断される場合
  - (5) 法令および公序良俗に反するおそれがあると認められる場合
  - (6) 第三者の利益を害するおそれがあると認められる場合
  - (7) 特定の政治、思想または宗教の活動に利用されるおそれがあると認められる場合
  - (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第2条第2号に規定する暴力団(以下この号において「暴力団」という。)もしくは同条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者が使用するおそれがある場合
  - (9) その他、実行委員会が音源等の使用が適当でないと認める場合
- 2 使用者は、音源等の使用を差し止められた場合、直ちに使用を中止しなければならない。
  - 3 実行委員会は、第1項の使用の制限・差し止めにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

(損失補償等の責任)

第8条 実行委員会は、音源等の使用に起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

- 2 使用者は、音源等の使用に際し、故意または過失により実行委員会に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を実行委員会に賠償しなければならない。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、音源等の使用に関し必要な事項は、実行委員会が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年10月5日から施行する。

## 【別紙】

「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」イメージソング「シャイン！！」使用取扱要領第3条第2項に定める手続きについて

### 第1 趣旨

「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」イメージソング「シャイン！！」使用取扱要領(以下「要領」という。)第3条第2項に定める手続きについては、この運用の定めるところによる。

### 第2 手続

要領第3条第2項で規定する改変を許可する場合は、「シャイン！！」オリジナル3番の歌詞を制作する場合であり、制作する者は、あらかじめ「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」イメージソング歌詞制作申込書(様式第1号)を実行委員会に提出し、その承諾(様式第2号)を得なければならない。

### 第3 制作許諾条件

- 1 「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」イメージソング「シャイン！！」使用取扱要領第7条第1項各号に該当しないこと。
- 2 学校における教育活動の一環として行われるなど高い公共性があること。
- 3 楽曲の1番と2番同様、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」の愛称・スローガンに込められた思いを大切に検討し、楽曲全体のイメージを損なうことがないよう事前に実行委員会と協議を行うこと。
- 4 著作者および実行委員会の意に反して、楽曲を変更、切除、その他改変をしないこと。
- 5 制作過程の節目や発表前に、実行委員会と制作内容等について情報共有すること。
- 6 「シャイン！！」原曲とその3番の歌詞制作との関係性について、児童生徒や保護者、ひいては県民に正しく認識されるよう丁寧に説明を行うこと。
- 7 発表等は、原則として、1番から3番までセットで行うこと。
- 8 活動の終了後、概ね30日以内に、制作や発表の状況が分かる資料等を実行委員会に提出すること。
- 9 児童生徒やその保護者などに「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」を周知するなど、開催に向けた広報や機運醸成に協力すること。

### 第4 留意事項

- 1 制作されたオリジナル3番に関する著作権等の一切の権利は、実行委員会に属する。
- 2 学校におけるオリジナル3番の歌詞の制作は「学級」を最小の単位として行うものとする。
- 3 第3の制作許諾条件が順守されない場合、実行委員会は承諾を取り消すことがある。この場合、制作者は直ちに制作等を中止しなければならない。なお、これにより生じた損害について、実行委員会は一切の責任を負わない。

[様式第1号]

令和 年 月 日

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会 あて

申込者住所(所在地)

申込者名(所属および代表者名)

連絡先(担当者名、電話番号)

「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」イメージソング歌詞制作申込書

「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」イメージソングオリジナル3番の歌詞制作をしたいので、プログラムなどの制作明細を添えて、下記のとおり申込みます。

なお、制作に当たっては、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」イメージソング「シャイン！！」使用取扱要領第3条第2項を遵守します。

記

【申込内容】

制作の趣旨・目的	
制作内容	
制作場所	
制作方法	
制作等期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
使用(予定)日時・場所	令和 年 月 日( )・( )

[様式第2号]

令和 年 月 日

様

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会  
事 務 局 長  
( 公 印 省 略 )

「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」イメージソング歌詞制作承諾書

「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」イメージソング歌詞制作について、下記のとおり承諾します。

記

1 制作対象

「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」イメージソングオリジナル3番の歌詞

2 制作者

3 制作目的・内容

申込書記載のとおり

4 制作等期間

申込書記載のとおり

5 特約事項

- (1) 「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」イメージソング「シャイン！！」使用取扱要領第3条第2項を遵守します。
- (2) イメージソングとその3番の歌詞制作との関係性について丁寧に説明し生徒や保護者、ひいては県民に正しい理解が広がるよう発信すること。
- (3) 制作過程の節目や発表前においては、実行委員会と情報共有すること。